

投資信託受益権振替決済口座管理規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を株式会社池田泉州銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条（振替決済口座）

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）を別に設けて開設します。
- (3) 当行は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り、振替決済口座に記載または記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

- (1) 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の、「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (2) 当行は、お客さまから、「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- (3) 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置、ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があつたものとして取り扱います。

第3条の2（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条（契約期間等）

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2) この契約は、お客さままたは当行から書面によるお申し出がない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条（当行への届出事項）

「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」に押印された印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届け出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑等とします。お届け出の氏名または名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第6条（振替の申請）

- (1) お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。
 - ①差し押さえを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの。
 - ②法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他の機構が定めるもの。
 - ③収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）。
 - ④償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）。
 - ⑤償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）。
 - ⑥販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの。
 - イ、収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）。
 - ロ、収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日。
 - ハ、償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）。
 - ニ、償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）。
 - ホ、償還日
 - ヘ、償還日翌営業日
- ⑦振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取り扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの。

- (2) お客さまが振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入のうえ、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。
 - ①当該振替において減少及び増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数
 - ②お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - ④振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤振替を行う日
- (3) 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場

合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- (5) 当行に投資信託受益権の買い取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があつたものとして取り扱います。

第7条（他の口座管理機関への振替）

- (1) 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取り扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当行は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当行で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行わぬことがあります。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の依頼書によりお申し込みください。

第8条（担保の設定）

お客さまの投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合に限り担保の設定を行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

第9条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、償還またはお客さまの請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委託していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

第10条（償還金、解約金および収益分配金の受領等）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差し押さえを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（緑上償還金を含みます。以下同じです。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客さまがあらかじめ指定した預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に入金します。

第11条（連絡事項）

- (1) 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。
 - ①償還期限（償還期限がある場合に限ります。）。
 - ②残高照合のための報告。
 - ③お客さまに対して機構から通知された事項。
- (2) 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の本部担当部署に直接ご連絡ください。

- (3) 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いましたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じです。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第12条（届出事項の変更等）

- (1) 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。
- (2) 前項により届け出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所等とします。
- (4) 第2項の保証人は、この契約から生ずるすべての債務についてお客様と連帯して履行の責めに任ずるものとします。
- (5) 第2項の保証人が、お客様と当行との取引について他に保証をしている場合には、その保証はこの契約によって変更されないものとし、また他に極度額の定めのある保証をしている場合には、その保証極度額にこの保証の額を加えるものとします。
- (6) 第2項の保証人が将来当行に対し他に保証した場合も、前項に準ずるものとします。
- (7) 当行が第2項の保証人に対して履行の請求をしたときは、お客様に対しても、履行の請求の効力が生じるものとします。
- (8) 第2項の保証人は、その印章、氏名または名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当行に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (9) 届出のあった氏名または名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しましたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (10) 当行は、第2項の保証人から、お客様が当行に対して負担する債務の履行状況に関する情報の開示請求（以下、「開示請求」という。本条において同じ。）を受けた場合、お客様の個別の同意なく、第2項の保証人に対し、遅滞なく、次の情報を提供するものとします。
 - ①お客様が当行に対して負担する債務の元本および当該債務に関する利息、違約金、損害賠償その他当該債務に従たる全てのものについての不履行の有無
 - ②お客様が当行に対して負担する債務の残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額
- (11) 第2項の保証人の開示請求は、次の内容を記載し、かつ、あらかじめ当行に届け出た印章を押印した書面によって行うものとします。
 - ①お客様の氏名・名称

- ②お客様が当行に対して負担する債務の内容
- ③第2項の保証人の氏名（あらかじめ当行に届け出たものに限る。）
- ④第2項の保証人の住所（あらかじめ当行に届け出たものに限る。）

第13条（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によつてお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によつてお届けください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消しましたは変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

第14条（手数料）

- (1) 当行は、この規定で定める振替決済口座の管理について所定の手数料を申し受けることがあります。
- (2) 前項の振替決済口座の管理に係る手数料は、当行所定の料率と計算方法により指定預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払い戻しのうえ充当するものとします。
- (3) 当行は、指定預金口座に手数料に相当する金額がない場合は、投資信託受益権の償還金・解約金および収益の分配金等から手数料に充当することができるものとします。

第15条（当行の連帯保証義務）

機構または上位機関が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ①投資信託受益権の振替手続を行った際、機構または上位機関において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務。
- ②その他、機構または上位機関において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務。

第16条（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取り扱いを行わない場合の通知）

- (1) 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄、その他当行が定める一部の銘柄の取り扱いを行わない場合があります。
- (2) 当行は、当行における投資信託受益権の取り扱いについて、お客様からお問い合わせがあった場合には、お客様にその取り扱いの可否を通知します。

第17条（解約等）

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振り替えてください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返し

することがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客様から解約のお申し出があった場合
- ②お客様が手数料を支払わないとき
- ③お客様に相続の開始があったとき
- ④お客様がこの規定に違反したとき
- ⑤一定期間、お客様の口座残高がない場合
- ⑥お客様が第21条に定めるこの規定の改定に同意しないとき
- ⑦お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
- ⑧お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑨やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- (2) 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第14条第3項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- (3) 当行は、前項の不足額を引き取りの日に第14条第2項の方に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第14条第3項に準じて解約金等から充当することができるものとします。
- (4) 第1項に基づく解約に際して、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当行の定める方法により換金を行ったうえ、指定預金口座に入金します。

第18条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第19条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第12条第1項による届け出の前に生じた損害
- ②第13条による届け出の前に生じた損害
- ③依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取り扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があつた場合に生じた損害
- ④依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかつた場合に生じた損害
- ⑤災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑥前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の、指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑦第18条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第20条（個人情報等の取扱い）

米国政府および日本政府からの要請により、当行は、お客様が外

国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があると当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがあります。この規定の定めにより、お客様の該当情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ①米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- ③FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第 21 条（規定の改定）

- (1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。
 - ①お客様の一般的利益に適合する場合
 - ②前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、この規定の変更が合理的である場合
- (2) この規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日を当行ホームページにて公表し、効力発生日から変更後の規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第 1 項第 2 号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1 ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

附則

この規定は、2026 年 1 月 1 日から改定します。

NISA規定

(非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定)

第1条（規定の趣旨）

- (1) この規定は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社池田泉州銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、本規定に別段の定めがないときは、諸法令、および投資信託受益権替決済口座管理規定、その他当行が定める契約条項等の各規定に従うものとします。

第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）

- (1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。
- (2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- (3) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- (4) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
- ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座

に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき

- ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

- (5) お客様が当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができます。

- (6) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

第3条（非課税管理勘定の設定）

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。
- (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、当該非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書が提出された場合には、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。
- (2) 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の3（特定累積投資勘定の設定）

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。
- (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられます。勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書が提出された場合には、その書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出があった日（その勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出又は提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の4（特定非課税管理勘定の設定）

- 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

第4条（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理）

- (1) 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。
- (2) 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。
- (3) 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。

第5条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

- (1) 当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。
- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額をいいます。）を超える場合は、受け入れません。

額)を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。)に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)をいいます。以下、この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定設定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第5条の2(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

(1) 当行はお客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した天引投信積立取扱規定に定める天引投信積立契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等

(2) 前項にかかわらず、当行が定めるところにより、累積投資勘定に受け入れない上場株式等があります。

第5条の3(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

(1) 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した天引投信積立取扱規定に定める天引投信積立契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定

める要件を満たすものに限ります。)のみを受け入れます。

- ① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等
- (2) 前項にかかわらず、当行が定めるところにより、特定累積投資勘定に受け入れない上場株式等があります。

第5条の4(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

- (1) 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び同条第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。
- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)

イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,200万円を超える場合

ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年ににおいて特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等
- (2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。
- ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの
- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定

する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するテリバティ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの

(3) 前項にかかわらず、当行が定めるところにより、特定非課税管理勘定に受け入れない上場株式等があります。

第6条(譲渡の方法)

- (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託又は解約の申込・償還による方法、当行に対して譲渡する方法、租税特別措置法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
- (2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託又は解約の申込・償還による方法、当行に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
- (3) 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託又は解約の申込・償還による方法、当行に対して譲渡する方法又は租税特別措置法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

- (1) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものに除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかつたものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出し係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情

- 報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- (2) 税特措法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、税特措法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものと除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかつたものであつて、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の税特措法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- (3) 税特措法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、税特措法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものと除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかつたものであつて、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の税特措法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- (4) 税特措法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、税特措法施行令第25条の13第32項において準用する税特措法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものと除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかつたものであつて、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の税特措法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- (1) 本規定に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項又は税特措法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)
- (2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
- ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して税特措法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第8条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)

- (1) 本規定に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項又は税特措法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)
- (2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
- ① お客様から累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して税特措法施行令第25条の13第20項において準用する税特措法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- (1) 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があつた場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合は、当該各号に定めるところによる。
- ① 当行がお客様から税特措法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
- ② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所
- (2) 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行なうことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなつた日以後は、この限りではありません。

番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなつた日以後は、この限りではありません。

第10条(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- (1) 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があつた場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなつた日以後は、この限りではありません。
- (2) 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行なうことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなつた日以後は、この限りではありません。

第11条(非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い)

お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が税特措法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなつた場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、お客様が特定口座を開設されている場合には当行において速やかに特定口座への移管を行うことをいたします。

第12条(非課税口座取引である旨の明示)

- (1) お客様が受け入れ期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。
- なお、お客様から特に申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、

お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)。

(2) お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第13条（契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ①お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ②租税特別措置法第37条の14第23項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国の日
- ③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ④お客様の相続人・受贈者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤お客様がこの規定の変更に同意されないとき

第14条（合意管轄）

この規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第15条（規定の改定）

(1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

- ①お客様の一般的利益に適合する場合
 - ②前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、この規定の変更が合理的である場合
- (2) この規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日を当行ホームページにて公表し、効力発生日から変更後の規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

附則

この規定は2026年1月1日より適用させていただきます。

以上

ジュニアNISA規定

(未成年者口座及び課税未成年者口座開設規定)

第1章 総則

第1条 (規定の趣旨)

- (1) この規定は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客さま」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社池田泉州銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) 当行は、この規定に基づき、お客さまとの間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。
- (3) お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、本規定に別段の定めがないときは、諸法令および投資信託受益権振替決済口座管理規定、その他当行が定める契約条項等の各規定に従うものとします。

第2章 未成年者口座の管理

第2条 (未成年者口座廃止届出書等の提出)

お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。

第3条 (継続管理勘定の設定)

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

第4条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）又は継続管理勘定において処理いたします。

第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- (1) 当行はお客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該未成年者口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。

- ①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの。
イ. 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次または代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得をした上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの。
ロ. 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）
②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当行が別に定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）
③租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等
(2) 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に對し、前項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等
③租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等
(3) 前項にかかわらず、当行が定めるところにより、非課税管理勘定に受け入れない上場株式等があります。

第6条 (譲渡の方法)

非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託または解約の申込・償還による方法、当行に対して譲渡する方法、租税特別措置法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行います。

第7条 (課税未成年者口座等への移管)

- (1) 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。
①非課税管理勘定にかかる5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
イ. 5年経過日の属する年の翌年3月31においてお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
ロ. イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管
②お客さまがその年の1月1において18歳である年の前年12月31において有する継続管理勘定に係る上場株式等同日の翌日に行う他の保管口座への移管
(2) 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号口及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。
①お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに提出した場合又は当行に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管
②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項1号イの場合には、未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

第8条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の3月31において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ①災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行いません。
②当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この規定のこの号及び第17条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して

行われないものに限ります。) 又は贈与を行いません。

イ. 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡

ロ. 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡

ハ. 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡

③当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額その他の資産を含みます。)又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金額その他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金額その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下「譲渡対価の金額等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

第9条(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

(1) 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

(2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日

②お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日

③2026年1月1日

第10条(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)があった場合には、当行は、お客様(相続または遺贈(贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

第11条(継続管理勘定等への移管)

非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

第12条(出国時の取扱い)

(1) お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

(2) 当行が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、当該出国のときに、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

(3) 当行が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当行に同令第25条の13の8第12項第6号に規定する「未成年者帰国届出書」の提出をするまでの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3章 課税未成年者口座の管理

第13条(課税未成年者口座の設定)

課税未成年者口座(お客様が当行に開設している特定口座若しくは預金口座に限ります。以下同じ。)は未成年者口座と同時に設けられます。

第14条(課税管理勘定における処理)

課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第15条から第17条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金額その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金額その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区別して行うための勘定をいいます。以下同じ)において処理いたします。

第15条(譲渡の方法)

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託または解約の申込・償還による方法、当行に対して譲渡する方法、又は租税特別措置法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金額及び金額以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行います。

第16条(課税管理勘定での管理)

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金額等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

第17条(課税管理勘定の金額等の管理)

課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金額その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

①災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと。

②当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金額その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと。

イ. 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号ま

で、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡

ロ. 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡

ハ. 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡

③課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のために払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと。

第18条(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

(1) 第16条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日

②お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日

③2026年1月1日

第19条(出国時の取扱い)

お客様が「出国移管依頼書」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この規定の第3章(第15条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

第20条(課税未成年者口座への入出金処理)

(1) お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることとします。

①お客様名義の預金口座からの入金

②現金での入金(依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限ります)

(2) お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

①お客様名義の預金口座への出金

②現金での引出(窓口で行うものに限ります。)

③お客様名義の証券口座への移管

(3) 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。

(4) お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当行が定めるところにより当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。

(5) 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭等又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。

(6) お客様本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意(同意書の提出を含む)が必要になります。

第5章 代理人による取引の届出

第21条(代理人による取引の届出)

- (1) お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。
- (2) お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。
- (3) お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
- (4) お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者に限ることとします。
- (5) お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

第22条（法定代理人の変更）

お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

第23条（取引残高の通知）

お客様が15歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

第24条（課税未成年者口座取引である旨の明示）

- (1) お客様が受入期間内に、当行への買付の委託により取得した上場株式等（第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して課税未成年者口座への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。
- (2) お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に提出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第25条（基準年以降の手続き等）

基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

第26条（非課税口座のみなし開設）

- (1) 2024年以後の各年（その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第

- 37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- (2) 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当行に対して「非課税口座開設届出書」（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。

第27条（本契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合は、当該提出日に解除されます。
- ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6項ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合は、租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日に解除されます。
- ③ 第18条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合、租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日に解除されます。
- ④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合は、出国日に解除されます。
- ⑤ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日前日までに第12条第1項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）は、租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）に解除されます。
- ⑥ お客様が出国の日前日までに第12条第1項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに同条第3項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合は、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日に解除されます。
- ⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を有する贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合は、本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日に解除されます。
- ⑧ お客様がこの規定の変更に同意されないときは、当行の定める日に解除されます。

第28条（合意管轄）

この規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第29条（規定の変更）

- (1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。
 - ① お客様の一般的利益に適合する場合
 - ② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の

変化・変動その他の事情に照らして、この規定の変更が合理的である場合

- (2) この規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日を当行ホームページにて公表し、効力発生日から変更後の規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

附則

この規定は2026年1月1日より適用させていただきます。

金銭の振込先指定方式取扱規定

第1条（規定の趣旨）

- (1) この規定は、お客様の当行における投資信託口座内のすべての投資信託受益権のお取り引きにより当行がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）を、お客様のあらかじめ指定する当行の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振り込む場合の取り扱いを定め、以ってお客様と当行との受渡精算の円滑化を図ることを目的とするものです。
- (2) 本規定に別段の定めがないときは、諸法令および「投資信託受益権振替決済口座管理規定」等の各規定に従うものとします。

第2条（申込方法）

お客様は、「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」に指定預金口座を記載することによってこの取引を申し込むものとし、かつ当行が承諾した場合に限りこの方式を採用することができます。

第3条（指定預金口座の取り扱い）

指定預金口座の名義は当行の投資信託口座と同一とします。

第4条（指定預金口座の変更）

指定預金口座を変更されるときは、当行所定の書面によって届け出させていただきます。

第5条（金銭の受渡精算方法の指示）

金銭の受渡精算方法については、原則この規定に基づく振込いたします。

第6条（受入書類等）

前条に基づき振込を行う場合には、その都度の受領書の受け入れは不要とします。

第7条（振込金額等の確認）

当行は原則として、金銭を指定預金口座へ振り込んだ場合には、振込金額等を記載した書面を送付しますのでその内容をご確認ください。

第8条（手数料）

振込に係る手数料は当行にて負担します。

第9条（免責）

当行は次に掲げる損害はその責を負いません。

- ①当行が金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害。
- ②災害、事変その他の不可抗力により指定預金口座への振込が遅延、または不能となったことにより生じた損害。

第10条（解除）

本取り決めはお客様と当行のいずれか一方の申出により解除することができます。

第11条（規定の改定）

(1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

- ①お客様の一般的利益に適合する場合
- ②前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、この規定の変更が合理的である場合

(2) この規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日を当行ホームページにて公表し、効力発生日から変更後の規定の効力が発生するものとします。

(3) 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

附則

この規定は2026年1月1日から施行します。

国債振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振決国債」といいます。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

2 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは振決国債に係る口座の開設及び振替による受入れをお断りすることがあります。

（振替決済口座）

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振決国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客様が振決国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

（振替決済口座の開設）

第3条 振決国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の申込書をご提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客様から当行所定の申込書による口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 当行所定の申込書に押印された印影及び記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。届出の氏名又は名称、住所にあって当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しましたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

4 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他関連諸規則に従って取り扱います。

（共通番号の届出）

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（契約期間等）

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（振替の申請）

第5条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他の日本銀行が定めるもの
- 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当っては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
 - ①減額及び増額の記載又は記録がされるべき振決国債の銘柄及び金額
 - ②お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - ③振替先口座
 - ④振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 3 前項第1号の金額は、その振決国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 振決国債の全部又は一部を振替えるときは、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。
- 6 当行に振決国債の買取りを請求される場合、前項の手続をまたぐに振決国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第6条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行なうことができます。また、当行で振決国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に對し振替に必要な事項（当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行なう場合には、あらかじめ当行所定の依頼書によりお申し込みください。

（担保の設定）

第7条 お客様の振決国債について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

（分離適格振決国債に係る元利分離申請）

第8条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。

- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの
- 2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当っては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
 - ①減額の記載又は記録がされるべき分離適格振決国債の銘柄及び金額
 - ②お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

（分離元本振決国債等の元利統合申請）

- 第9条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振決国債及び分離利息振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。
 - ①差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの
 - 2 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当っては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
 - ①増額の記載又は記録がされるべき分離適格振決国債の銘柄及び金額
 - ②お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
 - 3 前項第1号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

（振決国債の抹消の申請に準ずる取り扱い）

第10条 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、振替法に基づく振決国債の抹消の申請があったものとして、当行がお客様にかわって手続させていただきます。

- ①当行に振決国債の買取りを請求される場合
- ②当行が第11条により振替債等の償還金（分離利息振決国債の場合は、利子の支払）を受け取る場合
- ③振決国債から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

（償還金等の受入れ等）

第11条 振決国債の元金又は利子の支払いがあるときは、当行がお客様に代ってこれを受領し、指定口座に入金します。

- 2 振替決済口座に記載又は記録されている振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代って日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。

（連絡事項）

第12条 当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。

- ①最終償還期限
- ②残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めによる取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- 3 当行が届出のあった名称、住所にあって通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更)

- 第13条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍謄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うことがあります。
- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ、振決国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。
- 4 届出のあった氏名又は名称、住所にあてて当行が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(成年後見人等の届け出)

- 第14条 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- 3 すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- 4 前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- 5 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(当行の連帯保証義務)

- 第15条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。
- ①振決国債（分離適格振決国債、分離元本振決国債又は分離利息振決国債を除きます。）の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払をする義務
- ②分離適格振決国債、分離元本振決国債又は分離利息振決国債の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振決国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振決国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振決国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払をする義務
- ③その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(解約等)

- 第16条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、振決国債

を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- 2 前項にかかわらず、残高がある場合は、振替債等の利金支払期日を含めて7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約ができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、振決国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- ①お客様について相続の開始があったとき
- ②お客様等がこの規定に違反したとき
- ③お客様が第20条に定めるこの規定の変更に同意しないとき
- ④お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき
- ⑤お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
- ⑥お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて解約を申し出たとき
- ⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

(解約時の取扱い)

- 第16条の2 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振決国債及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

- 第17条 法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

- 第18条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第13条第1項による届出の前に生じた損害
- ②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、振決国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、振決国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により保管施設又は記録設備の故障等が発生したため、振決国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により、振決国債の記録が滅失等した場合、又は第11条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥第17条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(個人情報等の取扱い)

- 第19条 米国政府および日本政府からの要請により、当行は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があると当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務

当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがあります。この規定の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ①米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となるいる非米国法人またはその他の組織
- ③FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

(規定の変更)

- 第20条 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

- ①お客様の一般的な利益に適合する場合
- ②前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、この規定の変更が合理的である場合
- 2 この規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日を当行ホームページにて公表し、効力発生日から変更後の規定の効力が発生するものとします。
- 3 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

附則

この規定は、2026年1月1日から改定します。

一般債振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債（以下「振替一般債」といいます。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設する際に、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものであります。また、振替一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるもののうち、次に掲げる証券とします。

- ①地方債証券
- ②政府保証債券

2 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは、振替一般債に係る口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の振替一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客様が振替一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客様から当行所定の申込書によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客様から当行所定の申込書による振替決済口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 当行所定の申込書に押印された印影及び記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。

4 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときの他の番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同

様とします。

(振替の申請)

第5条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替一般債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
- ③振替一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
- ④振替一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの

2 お客様が振替の申請を行うに当っては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。

- ①減額及び増額の記載又は記録がされるべき振替一般債の銘柄及び金額
- ②お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- ③振替先口座及びその直近上位機関の名称
- ④振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- ⑤振替を行う日

3 前項第1号の金額は、その振替一般債の各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5 当行に振替一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第6条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当行で振替一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し、振替に必要な事項（当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡下さい。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(担保の設定)

第7条 お客様の振替一般債について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

第8条 振替決済口座に記載又は記録されている振替一般債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該振替一般債について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代ってお手続きさせていただきます。

(償還金等の受け入れ等)

第9条 振替決済口座に記載又は記録がされている振替一般債（差押

えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金及び利益の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、株式会社日本カストディ銀行（上位機関）又は株式会社三井UFJ銀行（上位機関）が当行に変わってこれを受け取り、当行が株式会社日本カストディ銀行（上位機関）又は株式会社三井UFJ銀行（上位機関）からお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。なお、上位機関を介さずに当行が発行者から直接償還金等を受領する場合も、同様に指定口座に入金します。

(お客様への連絡事項)

第10条 当行は、振替一般債について、次の事項をお客様にご通知します。

- ①最終償還期限
 - ②残高照合のための報告
 - ③お客様に対して機構から通知された事項
- 2 前項の残高照合のための報告は、振替一般債の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。なお、その内容にご不審の点があるときは、速やかに報告書記載の管理部署に直接ご連絡ください。
- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。））である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更手続き)

第11条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、住所、代理人、法人の場合における代表者、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍謄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うことがあります。

2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ振替一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。

3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。

4 届出のあった氏名又は名称、住所にあてて当行が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(成年後見人等の届け出)

第12条 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

3 すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、又は任

- 意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- 4 前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- 5 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(当行の連帯保証義務)

第13条 機構又は株式会社日本カストディ銀行（上位機関）又は株式会社三三菱UFJ銀行（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うごととされている、次の次号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ①振替一般債の振替手続きを行った際、機構又は株式会社日本カストディ銀行（上位機関）又は株式会社三三菱UFJ銀行（上位機関）において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替一般債の超過分（振替一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払をする義務
- ②その他、機構又は株式会社日本カストディ銀行（上位機関）又は株式会社三三菱UFJ銀行（上位機関）において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う振替一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

- 第14条 当行は、機構において取り扱う振替一般債のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 2 当行は、当行における振替一般債の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第15条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、振替一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

2 前項にかかわらず、残高がある場合は、振替一般債の利金支払期日を含めて7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。

3 次の各号のいすれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、振替一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客様について相続の開始があったとき
- ②お客様等がこの規定に違反したとき
- ③お客様が第20条に定めるこの規定の変更に同意しないとき
- ④お客様が口座開設申込時にした確約に関する虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき
- ⑤お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
- ⑥お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて解約を申し出たとき
- ⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

(解約時の取扱い)

第15条の2 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第16条 法令の定めるところにより振替一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第17条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第11条第1項による届出の前に生じた損害
- ②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、振替一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により振替一般債の記録が滅失等した場合、又は第9条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥第16条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(機構非関与銘柄の振替の申請)

第18条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当行に対し、その旨をお申し出ください。

(個人情報等の取扱い)

第19条 米国政府および日本政府からの要請により、当行は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があると当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することができますが、この規定の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ①米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となる非米国法人またはその他の組織
- ③FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

(この規定の変更)

第20条 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

- ①お客様の一般的利益に適合する場合
- ②前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、この規定の変更が合理的である場合

2 この規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日を当行ホームページにて公表し、効力発生日から変更後の規定の効力が発生するものとします。

3 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

附則

この改正は、2026年1月1日から施行する。